

宅地建物取引業免許更新申請手続き

- (1) 免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に申請することが必要です
(2) 名簿記載事項に変更があった場合は、変更が生じた日から30日以内に届出なければなりません。変更届出書が未提出の場合、更新申請書は受理できません。

変更事項の届出漏れの有無

※申請の前に、変更事項の有無について必ず確認してください。

無

有

更新申請書類の作成

変更届出書の作成

予 約

※申請書様式は、建築宅地課ホームページからダウンロードするか、(公社)宮城県宅地建物取引業協会又は(公社)全日本不動産協会宮城県本部から入手する。
※申請書は正本1部、副本1部を作成し提出する。
※官公庁が発行する証明書類は、発行日から3ヶ月以内のものを添付する。

申請書類自己チェック

←自己チェックシートをご活用ください

免許申請

(書類に不備有り)

不備書類等の補正

手数料 33,000円(宮城県収入証紙による)

審 査

欠格事由の有無、
事務所形態などの審査

※審査に係る標準処理期間は30日(行政手続条例第6条)
※審査の過程で不備が見つかった場合は、補正が完了するまで免許はできない。
※欠格事由に該当する場合など、要件を満たさない場合は免許を拒否する。

免 許

(更新通知ハガキで申請者の事務所本店あてに通知)

免許証交付

(申請者は、更新通知ハガキ及び更新前の免許証を持参する。)